

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	対象事業者の指定
根拠法令及び条項	豊中市企業立地促進条例 第3条
所管部課(室)係名	都市活力部 産業振興課 企業立地係
審査基準	関係条項
	<p>第3条、豊中市企業立地促進条例施行規則 第5条第1項、第2項</p> <p>(対象事業者等)</p> <p>第3条 この条例により奨励措置を受けることができる事業者(以下「対象事業者」という。)は、企業の立地を行う事業者であって、当該企業の立地に係る事業所が次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 製造業、道路貨物運送業(市規則で定める事業を併せて行うものに限る。)又は卸売業(以下「事業」という。)の用に供されるものであること。</p> <p>(2) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する準工業地域又は工業地域に存すること。</p> <p>(3) 法令等に定める公害の発生防止のための適正な措置がなされていること。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)、暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団密接関係者(豊中市暴力団排除条例(平成25年豊中市条例第25号)第2条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。)に該当すると認められる事業者は、対象事業者としない。</p> <p>(指定の申込み等)</p> <p>第5条 条例第4条第1項の申込みは、企業の立地に係る事業を開始する日前に指定事業者指定申込書により行わなければならない。</p> <p>2 前項の指定事業者指定申込書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。</p> <p>(1) 事業計画書</p> <p>(2) 法人の登記事項証明書(個人の場合は、住民票の写し)</p> <p>(3) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認を受けたときに添付した付近見取図、配置図及び各階平面図の写し又はこれらに代わる図書</p> <p>(4) 建築基準法第6条第1項の確認済証又は同法第6条の2第1項の規定により交付される同項の確認済証の写し又はこれらに代わ</p>

		<p>る図書</p> <p>(5) 企業の立地に伴い、新たに建物を借り受ける場合にあつては、当該建物の使用貸借契約書、賃貸借契約書若しくは賃借料の支払を証する書類又はこれらに代わる図書</p> <p>(6) その他市長が必要と認める図書</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成 20 年(2008 年)4 月 1 日設定 (令和 4 年 (2022 年) 4 月 1 日最終変更)
標準 処理 期間	標準処理期間	総日数 日 (注: 休日は含まない)
	内訳	経由期間 日 (事務所)
		処分期間 日 (部 課)
設定等年月日	平成 年 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)	
	備考	

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名		営業証明発行手数料の減免
根拠法令及び条項		手数料条例 第8条
所管部課(室)係名		都市活力部 産業振興課 振興係
審査基準	関係条項	
	基準	<p>(手数料の減免)</p> <p>第8条 次の各号のいずれかに該当する場合は、手数料を減免することができる。</p> <p>(1) 法令により、市長に証明することを命じられたもの</p> <p>(2) 官公署から事務上の必要により請求があったとき。</p> <p>(3) 公費の救助を受ける者又は公費の救助を受けようとする者からその必要により請求があったとき。</p> <p>(4) その他市長が減免することが必要であると認めたとき。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成12年4月1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間	総日数 7 日 (注: 休日は含まない)
	内訳	<p>經由期間 日 (事務所)</p> <p>処分期間 日 (部 課)</p>
	設定等年月日	平成 年 月 日設定(平成 年 月 日最終変更)
備考		

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	商店街振興組合の定款変更の認可決定	
根拠法令及び条項	商店街振興組合法 第62条	
所管部課(室)係名	都市活力部 産業振興課 振興係	
審査基準	関係条項	第36条第2項、第3項
	基準	<p>(総会の議決事項)</p> <p>第六十二条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。</p> <p>一 定款の変更</p> <p>二 規約の設定、変更又は廃止</p> <p>三 毎事業年度の収支予算及び事業計画の設定又は変更</p> <p>四 経費の賦課及び徴収の方法</p> <p>五 その他定款で定める事項</p> <p>2 定款の変更は、行政庁の認可を受けなければならない。</p> <p>3 前項の認可については、第三十六条第二項及び第三項の規定を準用する。</p> <p>4 第一項第二号に掲げる事項の変更のうち、軽微な事項その他の経済産業省令で定める事項に係るものについては、同項の規定にかかわらず、定款で、総会の議決を経ることを要しない事項の範囲及び当該変更の内容の組合員に対する通知、公告その他の周知の方法を定款で定めなければならない。</p> <p>(設立の認可)</p> <p>第三十六条</p> <p>2 行政庁は、前項の組合の設立の認可の申請が第六条及び第九条又は第十一条の要件その他政令で定める要件を備えていると認めるときでなければ、認可をしてはならない。</p> <p>3 行政庁は、第一項の規定による認可の申請があつたときは、遅滞なく、認可又は不認可の処分をし、当該発起人に通知しなければならない。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 (平成 27 年 5 月 1 日最終変更)
標準処理期	標準処理期間	総日数 10 日
	内訳	<p>経由期間 日 (事務所)</p> <p>処分期間 日 (部 課)</p>

問	設定等年月日	平成 12 年 (2000 年) 4 月 1 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
	備考	

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	商店街整備計画の認定決定	
根拠法令及び条項	中小小売商業振興法 第4条第1項	
所管部課(室)係名	都市活力部 産業振興課 振興係	
審査基準	関係条項	
	基準	<p>中小小売商業振興法 (高度化事業計画の認定等)</p> <p>第四条 商店街振興組合等(商店街振興組合若しくは商店街振興組合連合会、事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十二年法律第百八十五号)第九条 ただし書に規定する商店街組合若しくはこれを会員とする商工組合連合会をいう。)は、主として中小小売商業者である組合員又は所属員の経営の近代化を図るため、商店街の区域において店舗、アーケード、街路灯その他の施設又は設備を設置する事業について、商店街整備計画を作成し、これを経済産業大臣に提出して、当該商店街整備計画が政令で定める基準に適合するものである旨の認定を受けることができる。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成 年 月 日設定(平成27年10月1日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間	総日数 10 日
	内訳	<p>経由期間 日 (事務所)</p> <p>処分期間 日 (部 課)</p>
	設定等年月日	平成19年(2007年)4月1日設定(平成 年 月 日最終変更)
備考		

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	商工会議所による特定商工業者に対する負担金賦課の許可		
根拠法令及び条項	商工会議所法 第12条 商工会議所法施行令 第4条		
所管部課（室）係名	都市活力部 産業振興課 振興係		
審 査 基 準	関係条項		
	基 準	<p>商工会議所法</p> <p>第十二条 商工会議所は、法定台帳の作成、管理及び運用に要する経費に充てるため、政令の定めるところにより、経済産業大臣の許可を受けて、特定商工業者に対して、所要の負担金を賦課することができる。</p> <p>2 商工会議所は、負担金について、特定商工業者の過半数の同意を得た後でなければ、前項の許可を申請してはならない。</p> <p>商工会議所法施行令</p> <p>第四条 経済産業大臣は、<u>法第十二条第一項</u> の許可の申請が次に掲げる要件に適合すると認めるときでなければ、<u>同項</u> の許可をしてはならない。</p> <p>一 特定商工業者に賦課する負担金の総額は、商工業者法定台帳の作成、管理及び運用に直接必要な最少限度の経費の額を超えないこと。</p> <p>二 特定商工業者に賦課する負担金の額を不均一にする場合は、特定商工業者の<u>法第七条第二項第一号</u> に規定する従業員の数又は<u>同項第二号</u> に規定する資本金額若しくは払込済出資総額（その商工会議所の地区以外の地域にも営業所等を有する特定商工業者にあつては、その資本金額又は払込済出資総額に、その商工会議所の地区内の営業所等の従業員の数のすべての営業所等の従業員の数に対する割合を乗じて得た額）を基準とし、特定の者を不当に差別的に取り扱わないこと。</p> <p>三 特定商工業者に賦課する負担金の額を不均一にする場合は、特定商工業者に賦課する負担金の額のうち最高のもは、特定商工業者に賦課する負担金の総額を特定商工業者の数で除して得た額（以下「平均負担額」という。）の一倍半の額を超えず、その最低のもは、平均負担額の半額を下らないこと。</p>	
	参考事項		
	設定等年月日	平成 年 月 日設定（平成 年 月 日最終変更）	

標準 処理 期間	標準処理期間	総日数 10日
	内訳	経由期間 日（ 事務所） 処分期間 日（ 部 課）
	設定等年月日	平成 年（ 年） 月 日設定（平成 年 月 日最終変更）
備考		